

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成26年9月10日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 1時29分

出席者 委 員 委員長 広瀬 義明

針谷 正夫 青木 一男 坂東 一敏

古沢 ちい子 大武 真一 小堀 良江

梅澤 米満

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 針谷 育造 広瀬 昌子 小久保 かおる

白石 幹男 大川 秀子 千葉 正弘

入野 登志子 海老原 恵子 永田 武志

福田 裕司

事務局職員 事務局長 赤羽根 則夫 議事課長 稲葉 隆造

副主幹 寺内 史幸 主 任 福田 博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

商工観光課長	増山昌章
農林課長	田中良一
産業基盤整備課長	江連敏夫
大平総合支所産業振興課長	茂呂浩司
藤岡総合支所産業振興課長	石川利方
藤岡総合支所産業振興課主幹	大橋一美
都賀総合支所産業振興課長	山崎昇一
西方総合支所産業建設課長	大塚孝一
岩舟総合支所産業振興課長	富山淳一
参事兼教育総務課長	中村光一
学校教育課主幹	阿部正志
生涯学習課長	小林章二
スポーツ振興課長	小室義博
文化課長	鵜飼信行
文化課主幹	大出光一
伝建推進室長	出井章則
大平教育支所長	大杉栄
藤岡教育支所長	飯塚勝
都賀教育支所長	荒木由和
西方教育支所長	田口幸雄
岩舟教育支所長	永島保男
農業委員会事務局次長	寺内国雄

平成26年第4回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成26年9月10日 午前 9時開議 全員協議会室

日程第1 認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について

日程第2 認定第10号 平成25年度栃木市中根産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取について

日程第3 認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について

日程第4 認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬義明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬義明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬義明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（広瀬義明君） 平成25年度各会計の決算につきましては、常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

質疑等の審査につきましては、9月17日に開催する本常任委員会においてお願いしたいと思っておりますので、ご了承願います。

ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いいたします。

江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） おはようございます。平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算書所管関係部分の歳出につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の214、215ページをお開きください。2款総務費からご説明いたします。

1項14目諸費、備考欄の上から8事業目、国県支出金返還金（農業委員会）につきましては、平成24年度農地制度実施円滑化事業費補助金の返還金であります。

次に、一番下の国県支出金返還金（産業建設課）につきましては、旧西方町において平成20年度に実施いたしました農業食品産業強化対策整備交付金事業を活用し、建設いたしました道の駅にし

かた農産物直売所及び農村レストランの備品の一部について、会計検査院より交付金の対象外であると判断が示されたために生じた国庫への返還金であります。

続きまして、234、235ページをお開きください。3款民生費についてご説明いたします。1項1目社会福祉総務費、備考欄の上から4事業目、青少年健全育成補助事業費につきましては、青少年問題協議会補助金が主なものであります。

続きまして、248、249ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、備考欄の下から4事業目、青少年育成センター運営費につきましては、少年補導員96名の報酬と青少年相談員2名の報酬が主なものであります。

続きまして、278、279ページをお開きください。5款労働費についてご説明いたします。1項1目労働諸費、備考欄の上から4事業目、中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金につきましては、中小企業が単独では実施が困難な福利厚生事業を行うため、平成12年に旧1市5町で設立いたしました栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターの運営に対します構成市町の補助金であります。

次の勤労者向け資金融資預託金につきましては、同一事業所に1年以上勤務している市内居住の勤労者の方を対象といたしまして、2,000万円を限度に住宅新築等のために融資を行う勤労者住宅資金融資を原資として中央労働金庫に預託するものであります。

続きまして、2目勤労者福祉施設費についてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、勤労青少年ホーム管理運営費につきましては、栃木勤労青少年ホーム並びに大平勤労青少年ホームの指定管理者である環境整備株式会社、いすゞビルメンテナンス株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、勤労者体育センター管理運営費につきましては、当該施設の指定管理者であります環境整備株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の勤労者総合福祉センター管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者でありますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の280、281ページをお開きください。6款農林水産業費についてご説明いたします。1項1目農業委員会費、備考欄の上から4事業目、農業委員会運営費につきましては、農業委員会委員報酬及び農業委員会補助員報酬が主なものであります。

次の農地銀行活動事業費につきましては、農地の流動化を促進するため、農家や農地の情報処理を行いますコンピューター使用料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、農地制度実施円滑化事業費につきましては、農地台帳整備のための臨時職員賃金であります。

続きまして、2目農業総務費についてご説明いたします。備考欄の上から3事業目、栃木県南公

設地方卸売市場事務組合負担金につきましては、3市3町で組織しています県南公設卸売市場の事務組合運営費に対します本市分の負担金を支出したものでありまして、負担割合は27.82%であります。

次のページをお開きください。備考欄の上から1事業目、農林課一般経常事務費（栃木）につきましては、米の生産調整に係る各集落の農政協力員への謝礼が主なものでございます。

次の農業関係資金利子補助金（栃木）につきましては、栃木市農業近代化資金利子補給金が主なものであります。

4事業飛びまして、農業事務費（藤岡）につきましては、農政協力員への謝礼が主なものであります。

以上、2款1項14目諸費から6款1項2目農業総務費までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 続きまして、3目農業振興費についてご説明いたします。

備考欄の上から3事業目、栃木市農業再生協議会負担金につきましては、市内5地区の農業再生協議会地区担当への市の負担金であります。

次の集落型経営体育成特別支援事業費につきましては、園芸作物の作付拡大を推進した集落営農組合3団体への補助金が主なものであります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策を円滑に実施するための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成したものであり、栃木市農業再生協議会への補助金であります。

次のページをお開きください。備考欄の上から2事業目、首都圏農業確立対策補助事業費（栃木）につきましては、経営体育成支援事業費として地域の中心的な5経営体へ農業用機械導入のための補助金が主なものであります。

次の農業用廃ビニール処理補助金につきましては、施設園芸作物用の廃ビニールについて適正な処理を推進するため、下野、上都賀農協の各地域に設置しています廃ビニール処理対策協議会に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、学校農園運営事業費につきましては、学校農園の管理運営に係る消耗品費及び委託料であります。

次に、1事業飛びまして、地域農産物活用補助事業費につきましては、市内農産物直売所連絡協議会の会員13店舗の出荷者へ直売所利用に係る経費に対する補助金であります。

次の農業振興地域整備計画改定事業費につきましては、農業振興地域の農用地について電算化による一元管理を行ったものであります。

次の緊急地域雇用創出農業振興地域整備計画改定臨時職員賃金につきましては、農業振興地域整備計画改定事務の作業補助のための臨時職員1名の賃金であります。

次の戸別所得補償経営安定推進事業費につきましては、農地集積協力補助金16人分と青年就農給付金9人分が主なものであります。

次に、6事業飛びまして、産業祭開催事業費につきましては、おおひら産業祭実行委員会への負担金であります。

次の大平西地区農産物加工所管理運営費と大平農村婦人の家管理運営費につきましては、燃料費、光熱水費など施設の維持管理費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、藤岡町農業公社運営補助金につきましては、藤岡町農業公社に対する人件費870万8,147円及び運営費150万円の補助金であります。

286、287ページをお開きください。備考欄の上から3事業目、産業祭実行委員会負担金につきましては、農商工連携によるふじおか産業祭実行委員会への負担金であります。

次のわたらせふれあい農園管理運営費につきましては、農園の適正な管理のための委託料44万2,246円及び用地賃借料65万5,170円が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、都賀町農業公社運営補助金につきましては、都賀町農業公社が実施しております農地利用集積円滑化事業や農作業受委託推進事業など事業運営のための補助金であります。

次の農業振興事務費（都賀）につきましては、水稻生産調整の目標を達成した地区と農政協力員への報償金が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、西方農産物加工所管理運営費から西方農村婦人の家管理運営費につきましては、各施設の燃料費、光熱水費など施設の維持管理経費が主なものであります。

続きまして、4目畜産業費につきましては、経常的経費ですので、説明を省略させていただきます。

以上、6款1項3目農業振興費から6款1項4目畜産業費までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 続きまして、5目農地費についてご説明いたします。

次の288、289ページをお開きください。備考欄の上から1事業目、農地事務費（栃木）につきましては、家中・大塚のかんがい排水除じん機維持管理電気料や川原田地内等の排水路しゅんせつの需用費179万8,543円及び農道や水路の資材購入費としての原材料費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、農地・水保全管理事業費（栃木）につきましては、仲仕上みどりの里ほか7組織が取り組んだ共同活動、向上活動及び営農活動に係る法定負担金が主なものであります。

次の西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、県が実施した藤岡町地内の西前原排水機場の工事に係る法定負担金であります。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（栃木）につきましては、県が実施する大岩藤土地改良区内の排水機場の長寿命化を図るための施設工事に係る市の負担金及び思川にある

美田東部頭首工の応急対策工事の設計計画に係る市の負担金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、寺尾北部土地改良区域内の農道496メートルと吹上東部土地改良区域内の農道533メートルの測量設計等委託料及び農道整備工事費であります。

次に、2事業飛びまして、農業農村整備事業費につきましては、吹上東部土地改良区域内の農道796メートルの測量設計等委託料及び農道整備工事費が主なものであります。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、寺尾北部土地改良区域内の農道120平米、栃木市西部土地改良区域内の農道320平米、大塚土地改良区域内の農道36平米の農道整備工事費であります。

次に、2事業飛びまして、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費につきましては、国府土地改良区が実施する国府南部地区の揚水機場を整備改修するための測量設計委託料及び揚水機場整備改修工事費であります。

次に、1事業飛びまして、農地・水保全管理事業費（大平）につきましては、大平地域内の7組織が取り組んだ共同活動にかかわる法定負担金が主なものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大宮土地改良区が行った農業用幹線排水路改修事業に対する補助金であります。

次の市単独土地改良事業補助金（大平）につきましては、各土地改良区等で実施した揚水機の更新に対する補助金が主なものであります。

次の市単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大平町川連・土与地内の瀬戸河原水路下流幹線排水路の改修工事費であります。

次の290、291ページをお開きください。備考欄の1事業目、農地事務費（藤岡）につきましては、未舗装の農道6カ所、1,094メートルの敷き砂利工事費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、西前原湛水防除事業費につきましては、西前原排水機場運転に要する光熱水費257万4,215円及び施設機器の保守点検業務並びに自家用電気工作物保安業務の委託料が主なものであります。

次の与良川水系湛水防除事業維持管理負担金につきましては、県営湛水防除事業により整備された与良川排水機場の維持管理のための負担金であります。

次に、1事業飛びまして、排水事業維持管理補助金（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が管理する4カ所の排水機場の運転及び維持管理に要する経費に対する補助金であります。

次に、2事業飛びまして、県単独農業農村整備事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が東谷津地区で行った揚水機場の更新事業及び大岩藤土地改良区が太田地区で行った排水路整備事業に対する補助金であります。

次の市単独土地改良事業補助金（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が部屋南部地区で行っ

た用水管交換工事、巴波川西部地区で行った揚水機場新設や改修工事、新地区と江川地区で行ったU字溝布設替工事に対する補助金であります。

次に、3事業飛びまして、農業基盤整備促進事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が藤岡・久々谷地区で行った久々谷第2揚水機場の更新事業に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、農地・水保全管理事業費（都賀）につきましては、農地・水・環境保全向上対策事業を行っている富張地区環境保全会と大柿の里を守る会の2団体への負担金が主なものであります。

次の都賀土地改良区運営補助金につきましては、都賀町土地改良区の円滑な事業運営のための補助金であります。

次に、3事業飛びまして、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（西方）につきましては、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業による小倉堰頭首工等の調査業務に要する法定負担金であります。

次の292、293ページをお開きください。備考欄の上から3事業目、市単独農業農村整備事業費（西方）につきましては、向宿地区の農道整備事業に対する測量設計業務委託料であります。

以上、6款1項5目農地費の説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 石川藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（石川利方君） 続きまして、6目地籍調査費につきましてご説明いたします。

備考欄の地籍調査事業費につきましては、藤岡町中根・富吉地区で実施している地籍調査測量など業務委託料が主なものであります。

続きまして、7目道の駅みかも費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、道の駅みかも管理運営費につきましては、施設や設備の保守点検並びに施設管理の委託料及び販売用備品の購入費が主なものであります。

次のページをお開きください。続きまして、8目道の駅にしかた費についてご説明いたします。備考欄の3事業目、道の駅にしかた農産物直売所管理運営費につきましては、野菜やイチゴなどの仕入れ代金2,588万4,077円と臨時職員4名分の賃金が主なものであります。

次の道の駅にしかた農村レストラン管理運営費につきましては、レストランメニューの賄い材料費1,704万4,394円と臨時職員14名分の賃金が主なものであります。

次の道の駅にしかた交流物産館管理運営費につきましては、酒類などの仕入れ代金127万5,041円と臨時職員2名分の賃金であります。

次の道の駅にしかた共通管理費につきましては、農産物直売所、農村レストラン、交流物産館などの光熱水費、夜間警備などの委託料、システム機器、下水道の使用料、設備機器保守委託料、清掃管理委託料、土地賃借料、事務所の臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、緊急地域雇用創出道の駅にしかた観光案内事業費につきましては、おもてなしコンシェルジュの臨時職員賃金であります。

続きまして、2項1目林業総務費につきましてご説明いたします。備考欄の下から2事業目、林業総務事務費（大平）につきましては、生活環境保全林の草刈りなどの維持管理業務委託料が主なものであります。

次の296、297ページをお開きください。2目林業振興費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、治山林道管理費（栃木）につきましては、市内林道及び作業道の小破修繕費及び林道補修材などの工事材料費が主なものであります。

次のアメリカシロヒトリ駆除事業費（栃木）につきましては、市内公共施設35カ所分のアメリカシロヒトリ駆除業務委託料が主なものであります。

次の松くい虫防除委託事業費（栃木）につきましては、松くい虫による被害の蔓延を防止するための松くい虫伐倒駆除業務委託料が主なものであります。

次の木とのふれあい体験事業費（栃木）につきましては、主に市内小学校児童を対象に実施している間伐体験や木工教室を内容とした林業体験教室に使用した消耗品費などが主なものであります。

次の出流ふれあいの森施設管理費につきましては、施設用地約3万4,900平方メートル分の不動産賃借料が主なものであります。

次の出流ふれあいの森管理運営委託費につきましては、指定管理者であるみかも森林組合に対する管理運営委託料であります。

次の間伐支援事業費（栃木）につきましては、森林経営計画に基づいた地域活動としての施業集約化の促進の森林情報収集活動に対する交付金が主なものであります。

次の明るく安全な里山林整備事業費（栃木）につきましては、明るく安全な里山林整備事業としての管理協定に基づいた地元管理団体による里山管理活動に対する交付金が主なものであります。

次の森を育む人づくり事業交付金につきましては、元気な森づくり推進市町村交付金事業を活用した地域住民参加の森づくり活動やイベントなどに対する交付金であります。

次の有害鳥獣対策事業費（栃木）につきましては、有害鳥獣による農林業被害を防ぐためのイノシシ、鹿、猿などの有害鳥獣捕獲業務委託料が主なものであります。

次の治山林道管理費（大平）につきましては、林道西山田線、林道大中寺下皆川線、林道下皆川線の草刈りなどの維持管理業務委託料が主なものであります。

次の松くい虫防除委託事業費（大平）につきましては、松くい虫の地上防除散布と伐倒駆除の委託料が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、明るく安全な里山林整備事業費（都賀）につきましては、元気な森づくり推進市町村交付金事業により、野生獣被害軽減及び通学路や住宅周辺の安全安心を確保するた

め、刈り払いなどを実施する管理団体に対する交付金が主なものであります。

次の298、299ページをお開きください。備考欄の下から2事業目、明るく安全な里山林整備事業費（西方）につきましては、有害獣からの被害防止のための栗野森林組合に委託した里山林整備委託料が主なものであります。

次の有害鳥獣対策事業費（西方）につきましては、有害鳥獣監視員の賃金と猟友会への有害鳥獣駆除委託料60万円が主なものであります。

以上、6款1項6目地籍調査費から2項2目林業振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 続きまして、300、301ページをお開きください。7款商工費につきましてご説明いたします。

1項1目商工総務費、備考欄の上から2事業目、陸砂利採石監視事業費につきましては、市内の採取地等を巡回する監視員1名の報酬が主なものです。

続きまして、2目商工業振興費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、中小企業創業資金融資預託金につきましては、市内で新たに事業を起こす方などを対象といたしまして500万円を限度に融資を行う中小企業創業資金融資の原資として預託したものでございます。

次の中小企業融資保証事業費（栃木）につきましては、市制度融資利用者の負担を軽減し、商工業の振興を図るため、栃木県信用保証協会へ支払う信用保証料を補助するとともに、栃木県信用保証協会の市町村特別保証制度運営のための負担金を交付したものであります。

次の産業振興補助事業費（栃木）につきましては、産業の振興と活性化を図るため、各商工団体等が行う商工業振興に関する事業を支援するための補助金であります。

次の302、303ページをお開きください。備考欄の上から1事業目、中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金につきましては、特に厳しい経済状況のもとで売り上げが特定の割合以上減少している方を対象といたしまして、それぞれ1,000万円を限度に融資を行う中小企業緊急景気対策特別資金融資の原資として預託したものであります。

次の中小企業向け融資預託金につきましては、中小企業者の資金調達を支援するために設備合理化資金及び経営安定資金につきましては2,000万円を限度に、小規模企業資金につきましては1,250万円を限度に融資を行う資金原資を取り扱い金融機関に預託したものでございます。

次のまちづくり資金融資預託金につきましては、歴史的町並みの景観形成等に係る修景工事等の事業費を用途とする資金として、また栃木駅周辺土地地区画整理事業施行地区内での修景基準に基づく建物の新改築等を用途とする資金として、それぞれ3,000万円を限度に融資を行うまちづくり資金融資の原資として預託したものであります。

次の企業立地奨励補助金（栃木）につきましては、産業振興と雇用の拡大を図るため、旧栃木市内に工場等を新設した企業に対して固定資産税の3分の1の額を3年間補助するもので、平成25年

度については2社に対する補助金であります。

なお、本事業につきましては、平成25年度で終了となります。

次に、1事業飛びまして、買い物代行サービス委託費につきましては、日々買い物に行くことが困難な人を対象に、希望する商品を自宅まで宅配する事業に係る委託料であります。

次の企業立地奨励金（大平）につきましては、産業の振興及び雇用の拡大を図るため、旧大平町地内に工場及び事業所等を新設、増所した企業4社に対する補助金が主なものであります。

次の産業振興補助事業費（大平）につきましては、産業の振興、活性化を図るために各商工団体等が行う商工業振興に係る事業を支援するための補助金であります。

次の産業振興補助事業費（藤岡）につきましては、産業の振興と地域の活性化を図るため、藤岡町商工会が行う商工業振興に係る事業を支援するための補助金であります。

次の企業立地奨励補助事業費（都賀）につきましては、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、旧都賀町地内に工場を新設した企業1社に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、産業振興補助事業費（都賀）につきましては、産業の振興と活性化を図るために各商工団体等が行う商工業振興に関する事業を支援するための補助金であります。

次の産業振興補助事業費（西方）につきましては、西方商工会が行う経営改善普及事業や経営税務対策事業など商工会運営事業補助金が主なものであります。

続きまして、3目工業開発費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、企業誘致事業費につきましては、企業誘致活動のためのパンフレット作成や宇都宮西中核工業団地企業誘致活動協議会等への負担金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、栃木インター周辺開発事業費につきましては、本地区開発に関する調査研究を進めるための地元組織であります栃木インター周辺開発研究会への補助金が主なものであります。

次の304、305ページをお開きください。備考欄の1事業目、都賀インター周辺開発事業費につきましては、本地区開発に関する調査研究を進めるための地元組織であります都賀インター周辺土地利用研究会への補助金が主なものであります。

次の大平みずほ企業団地公園等土地及び施設購入費につきましては、平成11年に造成されたみずほ企業団地内の公衆用道路及び公園用地8,082平米の購入費用に係る償還金であります。

以上、7款1項1目商工総務費から7款1項3目工業開発費までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。

備考欄の上から2事業目、鯉飼育管理事業費につきましては、巴波川及び県庁堀等における鯉飼育に伴う経費であり、備考欄記載の委託料のほかに揚水ポンプの電気料などがあります。

次の首都圏自然歩道管理事業費につきましては、栃木地域を通ります首都圏自然歩道4コース、

総延長25.3キロメートルの保守管理に関する委託料であります。

次の山車会館管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者である栃木市観光協会への管理運営委託料が主なものであります。

次の蔵の街観光館管理運営委託事業費につきましては、同協会への管理運営委託料が主なものであります。

次の観光資源開発活動補助金（栃木）につきましては、栃木市観光協会とフィルムコミッション事業に対する事業補助金であります。

次に、1事業飛びまして、倭町小江戸ひろば管理運営費につきましては、栃木市観光協会の交流センター内における観光案内おもてなし委託料が主なものであります。

次のキュービクルカバー製作設置委託費につきましては、とちぎ大通りに設置したキュービクルカバー15基の製作設置業務の栃木木材協同組合への委託料であります。

次に、1事業飛びまして、観光振興宣伝事業費につきましては、栃木駅観光案内所臨時職員の賃金、栃木市観光協会などへの観光宣伝事業委託料及び小江戸サミット事業負担金などの観光宣伝事業等負担金が主なものであります。

次の306、307ページをお開きください。備考欄の1事業目、観光行事補助金（栃木）につきましては、蔵の街サマーフェスタ等各種行事開催に伴う補助金であります。

次の緊急地域雇用創出観光力向上事業費（栃木）につきましては、まちなかにおける観光案内及びイベント支援業務等を行う臨時職員の賃金が主なものであります。

次の栃木県東京スカイツリーアンテナショップ事業費（栃木）につきましては、栃木県のアンテナショップ、とちまるショップの運営に伴う経費であり、栃木県アンテナショップ協議会負担金が主なものであります。

次の栃木市ブランド推進協議会交付金（栃木）につきましては、栃木市ブランド推進協議会への交付金であります。

次の緊急地域雇用創出蔵の街観光魅力アップ委託料につきましては、蔵の街のイメージアップによる観光客の誘致や中心商店街の活性化を効果的に図るため、女性層にターゲットを絞った取り組みを行うための栃木商工会議所への委託料であります。

次の緊急地域雇用創出着地型観光推進委託料につきましては、近年の観光形態の中心となっている着地型観光を推進するため、旅行商品開発や情報発信業務を栃木市観光協会へ委託したものであります。

次の緊急地域雇用創出観光情報誌作成発信委託費につきましては、本市の魅力を実効果的に発信するため、観光情報誌るるぶの作成及び情報発信業務の委託料であります。

次の観光資源開発活動補助金（大平）につきましては、大平町観光協会への補助金であります。

次のプラッツおおひら管理運営費につきましては、当該施設の指定管理者である株式会社プラツ

ツおおひらに対する管理運営委託料が主なものであります。

次の観光施設管理事業費につきましては、大中寺憩いの森、清水寺の森等の観光施設の緑地管理及びトイレ清掃などの管理委託料が主なものであります。

次のかかしの里管理事業費につきましては、観光施設の拠点であるかかしの里の管理委託料と維持管理費が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、観光行事負担金（大平）につきましては、なつこい実行委員会と光と音のページェント実行委員会の負担金が主なものであります。

次のかかしの里施設整備事業費につきましては、利用者の安全確保を図るための、かかしの里の入り口移転工事費であります。

次に、1事業飛びまして、観光振興宣伝事業費（藤岡）につきましては、渡良瀬遊水地がラムサール条約登録地となったことにより、藤岡ガイドマップ改訂版の作成の印刷製本費54万6,000円及び堤外地先の桜植樹地の管理業務の委託費78万7,500円が主なものであります。

次の観光行事負担金（藤岡）につきましては、藤岡渡良瀬運動公園をメイン会場とした熱気球の全国大会の開催に伴い、渡良瀬バルーンレース実行委員会負担金が主なものであります。

次の308、309ページをお開きください。備考欄の6事業目、観光行事負担金（都賀）につきましては、まるまるまるごとつがまつり実行委員会負担金及びつがの里花まつり負担金であります。

次に、3事業飛びまして、観光行事負担金（西方）につきましては、にしかたふるさと祭り実行委員会への負担金が主なものであります。

以上、7款1項4目観光費の説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時45分）

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（広瀬義明君） 10款から説明願います。

なお、説明は座ったままで結構です。

中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一） 皆様には、引き続きご苦労さまで。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、350、351ページをお開きください。10款教育費につきましてご説明いたします。1項1目教育委員会費、備考欄の教育委員会運営費につきましては、教育委員5名分の教育委員報酬が主なものであります。

次の352、353ページをお開きください。3目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の上から6事業目、奨学基金繰出金につきましては、就学意欲があるにもかかわらず経済的理由により就学することが困難な方に奨学金の貸し付けを行う奨学基金への繰出金であります。

次の入学資金融資預託、利子補給補助事業費につきましては、入学資金融資あっせんにかかわる足利銀行栃木支店への入学資金融資預託金と融資を受けた保護者の入学資金貸付金利子に対する補助金であります。

次の義務教育施設整備基金積立金につきましては、平成25年度に義務教育施設整備基金から生じた預金利子を篤志家からの寄附金60万円と合わせまして義務教育施設整備基金に積み立てを行ったものであります。

次の子供たちの安全安心を守る緊急メール配信システム整備事業費につきましては、学校及び教育委員会から保護者に対して必要な情報を迅速かつ正確に発信し、非常災害時はもちろん、平常時においても保護者への各種お知らせや連絡手段として活用するためのシステム利用料であります。

次の私学振興補助金につきましては、本市に在園する國學院大學栃木学園に対する私学振興補助金であります。

2事業飛びまして、教師用教科書、指導書等購入事業費につきましては、教員が教材研究を深め、児童生徒へのよりよい指導を実施するために必要となる教師用教科書及び指導書等の購入費及び小学校3、4年生が使用する社会科副読本の印刷製本費が主なものであります。

次の354、355ページをお開きください。次の教育奨励事業費につきましては、学校運営に関し意見をいただいております学校評議員224名分の謝金が主なものであります。

次の臨海自然教室バス賃借費につきましては、臨海自然教室実施の際の自然の家と各小学校間の児童等送迎用バス借上料が主なものであります。

次の学校教育支援専門員配置事業費につきましては、各学校における学校経営に対する的確な支援や教育施策の推進、学校支援員へのコーディネート、適応指導教室との連携及び指導員のコーディネートやいじめ対策の学校訪問を行うために配置した非常勤職員2名分の報酬が主なものであります。

次の特色ある学校づくり奨励補助金につきましては、市内各小中学校における特色ある教育活動を支援するため交付した夢のある学校づくり補助金であります。

1事業飛びまして、6事業目から9事業目、各適応指導教室運営事業費につきましては、栃木地域にはばたき教室、大平地域にアジサイ教室、藤岡地域に渡良瀬教室、都賀、西方地域にすずかぜ教室という適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の学校への復帰を目的に、通級している児童生徒への指導及びその保護者への相談、助言等を行うものであり、学校教育指導員、適応指導支援員等12名分の報酬が主なものであります。

次の学習状況調査実施委託費につきましては、児童生徒一人一人の学力の定着状況を把握し、児

児童生徒への学習指導や教員の授業改善に生かすために実施した学力テスト実施委託料であります。

1事業飛びまして、教育研究所運営費につきましては、本市教育の将来を見据えた継続性のある教育を行うとともに、教育の担い手である教職員の研修を充実させるなど、教育環境の整備充実を図るというものであり、教育研究所所長報酬が主なものであります。

1事業飛びまして、小中学校英語教育事業費につきましては、外国語教育を充実させるために各小中学校に派遣した外国語指導助手17人の報酬が主なものであります。

次の外国人児童生徒指導事業費につきましては、市内小中学校に在籍する外国人児童生徒への日本語指導、適応指導を行うために配置した日本語指導員1名分の報酬が主なものであります。

以上、10款1項1目教育委員会費から10款1項3目教育振興費までの説明を終了します。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 続きまして、356、357ページをお開きください。2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。

備考欄の上から4事業目、小学校運営費（栃木）から8事業目の小学校運営費（西方）までの5事業につきましては、市内小学校27校に共通する経費で、学校図書事務職員26名、学校技能員9名及びスクールバス運転手2名、合計37名分の嘱託・臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気設備、浄化槽など学校施設管理委託料、また学校行事等交付金が主なものであります。

次の小学校コンピューター管理費（栃木）から、次のページになりますが、4事業目の小学校コンピューター管理費（西方）までの5事業につきましては、市内小学校27校の教育用コンピューター等のOA機器借上料が主なものであります。

次の栃木第三小学校運営費から次のページになりますが、6事業目の真名子小学校運営費までの27事業につきましては、各小学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費として授業用消耗品等の購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕料、樹木の手入れ等の委託料、器具や図書の備品購入費等であります。

1事業飛びまして、部屋小スクールバス購入事業費につきましては、導入後22年経過し、老朽化したスクールバスの購入費が主なものであります。

次の寺尾小スクールバス購入事業費につきましては、寺尾中央小と寺尾南小の統合に伴う通学対策としてスクールバスを配備するための購入費が主なものであります。

1事業飛びまして、大宮南小学校田村文庫整備事業費につきましては、栃木市立大宮南小学校教育振興基金の一部を活用して同校の田村大作文庫を再度整備したことによる図書購入費が主なものであります。

次の小学校教育環境整備事業費につきましては、小学校における算数、理科教育の振興を図るために整備する教材用器具購入費が主なものであります。

次の小学校保健事務費につきましては、小学校27校における内科医、歯科医、耳鼻科医、眼科医、

延べ122人の学校医報酬と児童の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興センター負担金が主なものであります。

次の小学校健康診断事業費につきましては、新年度就学予定者に対する健康診断時の医師80人への医師報酬と児童を対象にした心臓や腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の2事業目、小学校就学援助事業費につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる要保護及び準要保護児童の保護者への学用品費や給食費、修学旅行費、医療費等の援助費及び特別支援学級に在籍する児童の保護者への就学援助費が主なものであります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄1事業目、小学校施設整備事業費（栃木）から小学校施設事業費（西方）までの4事業につきましては、各地域の小学校施設の機能維持向上に必要な物品等の購入及び工事をするための費用でありまして、栃木地域は小学校2校のプール改修工事費、小学校3校のLAN整備工事費が主なものであり、大平地域は大平中央小の外部給水管改修工事及び大平東小低鉄棒改修工事が主なものであります。また、藤岡地域は、赤麻小体育館床修繕工事及び部屋小体育館内装等補修工事が主なものであり、西方地域は真名子小プール塗裝修繕工事及び真名子小プレハブ体育小屋改築工事が主なものであります。

次の大宮北小学校舎増築事業費につきましては、平成24年度に実施しました特別教室棟の増築工事に引き続き、既存校舎内の特別教室を普通教室棟に用途変更するための改修工事を実施したものであります。

次の合戦場小学校屋内運動場改築事業費につきましては、平成23年度に改築しました屋内運動場周辺の環境整備のため、外構工事を実施したものであります。

次の合戦場小学校舎耐震補強事業費及び赤麻小学校舎耐震補強事業費の2事業につきましては、国の補正予算措置により事業費を前倒し計上していましたが耐震補強工事及び工事監理業務委託を平成24年度から繰り越して実施したものであります。

1事業飛びまして、次の大平中央小屋内運動場耐震補強事業費につきましては、国の補正予算措置により事業費を前倒し計上していましたが耐震補強工事を平成24年度から繰り越して実施したものであります。

1事業飛びまして、次の赤津小学校屋内運動場耐震補強改修事業費及び真名子小屋内運動場耐震補強事業費の2事業につきましては、国の補正予算措置により事業費を前倒し計上していましたが耐震補強工事及び工事監理業務委託を平成24年度から繰り越して実施したものであります。

次のページをお開きください。備考欄2事業目の小学校市水道接続事業費につきましては、地下水を使用していた国府南小学校において市水道への接続工事を実施したものであります。

次の寺尾中央小屋内運動場耐震補強事業費につきましては、国の補正予算措置により耐震化事業の前倒しが可能となったため、耐震補強の設計業務を委託したものであります。

次の藤岡小トイレ改修事業費及び三鴨小トイレ改修事業費の2事業につきましては、一部の和式便器を洋式便器に改修するための工事を実施したものであります。

以上、10款2項1目学校管理費から10款2項3目学校建設費までの説明を終わります。

○委員長（広瀬義明君） 小室スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小室義博君） 続きまして、3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。

備考欄の一番下、中学校運営費（栃木）から、恐れ入りますが、次のページをお開きいただきまして、4事業目の中学校運営費（西方）までの5事業につきましては、市内中学校13校に共通する経費で、学校図書事務職員12名、学校技能員3名、合計15名分の嘱託・臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気設備、浄化槽など学校施設管理委託料、学校行事等交付金並びに全国・関東大会出場経費交付金が主なものであります。

次の中学校コンピューター管理費（栃木）から中学校コンピューター管理費（西方）までの5事業につきましては、市内中学校13校の教育用コンピューター等のOA機器借上料が主なものであります。

次の栃木東中学校運営費から、恐れ入りますが、次のページをお開きいただきます。4事業目、西方中学校運営費までの13事業につきましては、各中学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費として授業用消耗品等の購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕料、樹木手入れ等の委託料、器具や図書などの備品購入費等であります。

1事業飛びまして、中学校教育環境整備事業費につきましては、中学校における数学、理科教育の振興を図るために整備する教材用器具購入費が主なものであります。

次の中学校保健事務費につきましては、中学校13校における内科医、歯科医、耳鼻科医、眼科医、延べ60人の学校医報酬と生徒の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興センター負担金が主なものであります。

次の中学校健康診断事業費につきましては、健康診断委託料として、生徒を対象にした心臓や腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。1事業飛びまして、中学校就学援助事業費につきましては、先ほど361ページでご説明させていただきました小学校就学援助事業費と同様の内容でございまして、要保護及び準要保護生徒の保護者への援助費及び特別支援学級に在籍する生徒の保護者への就学奨励費であります。

以上、10款3項1目学校管理費から10款3項2目教育振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 鶴飼文化課長。

○文化課長（鵜飼信行君） 続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。

備考欄の中学校施設整備事業費（栃木）から中学校施設整備事業費（西方）までの3事業につきましては、各地域の中学校施設の機能維持向上に必要な物品等の購入及び工事をするための費用でありまして、栃木地域は東陽中消火栓配管改修工事及び中学校4校のLAN整備工事が主なものであり、大平地域は大平南中高圧気中開閉器設置工事及び大平南中プール棟トイレ給水管改修工事が主なものでありまして、西方地域は西方中プール管理棟改築工事が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目、西方中屋内運動場耐震補強事業費につきましては、国の補正予算措置により事業費を前倒し計上して耐震補強工事及び工事監理業務委託を平成24年度から繰り越して実施したものであります。

1事業飛びまして、次の寺尾中屋内運動場耐震補強改修事業費につきましては、国の補正予算措置により事業費を前倒し計上して耐震補強工事を平成24年度から繰り越して実施したものであります。

次の中学校武道場整備事業費につきましては、武道場としても利用し、損傷が著しい中学校2校の屋内運動場の床を改修するための設計業務を委託したものであります。

次の藤岡第二中学校校舎耐震補強改修事業費につきましては、国の補正予算措置により耐震化事業の前倒しが可能となったため、耐震補強の設計業務を委託したものであります。

続きまして、4項1目幼稚園費につきましてご説明いたします。備考欄上から3事業目、認定西方なかよしこども園（幼稚園）運営費につきましては、嘱託講師報酬と臨時保育士賃金が主なものであります。

以上、10款3項3目学校建設費から10款4項1目幼稚園費までの説明は終了します。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課主幹。

○文化課主幹（大出光一君） 続きまして、5項1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。

次の372、373ページをお開きください。備考欄の上から8事業目、栃木市民大学事業費につきましては、市民に多様な学習機会を提供し、学習を通じた仲間づくりの場を提供することを目的とした事業でありまして、獨協大学教授、森永卓郎氏を講師に迎え開催しました特別講演の委託料が主なものであります。

1事業飛びまして、人権教育総合推進地域事業費につきましては、平成25年度から3カ年の予定で文部科学省から委託事業として都賀、西方地域を中心に実施する人権教育研究推進事業の人権講演会講師謝金が主なものであります。

次の社会教育指導員設置費（栃木）につきましては、人権同和教育に関する学習指導の充実を図っていくために配置しております社会教育指導員3名、とちぎ未来アシストネット事業の推進を担当する社会教育指導員2名及び家庭教育学級開設事業を担当する社会教育指導員2名分の報酬であります。

次の成人式開催事業費（栃木）につきましては、市全体の成人式参加者記念品代が主なものであります。

次の大平少年自然の家敷地賃借費につきましては、県立大平少年自然の家の一部敷地の不動産賃借料であります。

1事業飛びまして、コミュニティ施設管理費につきましては、地域コミュニティ意識の醸成を図るための活動拠点となる栃木第三、第四、第五、第六地区コミュニティセンター及び旧栃木中央小学校内にあります集会室の施設管理を行うものでありまして、光熱水費や警備業務等の委託料が主なものであります。

次のコミュニティ推進協議会補助金につきましては、栃木第三、第四、第五、第六地区の各コミュニティ推進協議会への育成補助金であります。

次の374、375ページをお開きください。1事業飛びまして、視聴覚ライブラリー事業費につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において視聴覚教材として貸し出しをいたしますDVDの購入費及び同協議会への負担金であります。

1事業飛びまして、科学する心を育む推進事業費につきましては、理科好きな子供たちを育てることを目的とした小学生対象の科学教室であるサイエンススクールと、市民の科学する心を育むことを目的とした宇宙科学に関する講演会である、スペシャルサイエンススクールの講師等謝礼及び事業を行います実行委員会負担金が主なものであります。

9事業飛びまして、家庭教育学級開設事業費につきましては、家庭において望ましい子供の教育を行うために必要な知識や技能、態度についての学習機会を保護者に提供するために開設しました家庭教育学級の講師謝金が主なものであります。

次のとちぎ未来アシストネット事業費（栃木）につきましては、学校、家庭、地域の連携を図りながら、地域の教育力を高め、未来を担う子供たちの生きる力を育む事業でありまして、栃木地域コーディネーター活動謝礼金が主なものであります。

以下、大平、藤岡、都賀、西方につきましても、それぞれの地域における同様の事業であります。

2事業飛びまして、社会教育指導員設置費（大平）につきましては、社会教育指導員1名の報酬であります。

5事業飛びまして、次の社会教育指導員設置費（藤岡）につきましては、社会教育指導員1名の報酬であります。

3事業飛びまして、生涯学習事務費（都賀）につきましては、都賀教育支所における施設利用受け付け及び統計調査等の事務補助を行う臨時職員1名の賃金が主なものであります。

次の376、377ページをお開きください。1事業飛びまして、次の社会教育指導員設置費（都賀）につきましては、社会教育指導員1名の報酬であります。

4事業飛びまして、次の社会教育指導員設置費（西方）につきましては、社会教育指導員1名の

報酬であります。

3事業飛びまして、西方南部地区コミュニティセンター管理費につきましては、コミュニティセンターの水道料、電気料等の光熱水費及び浄化槽、消防設備保守点検業務委託料等の施設管理費であります。

次のにしかた子ども夏まつり負担金につきましては、西方地域市民会議で青少年育成推進組織である、にしかた子どもネットワークが実施する子ども夏まつりの事業負担金であります。

以上、10款5項1目社会教育総務費の説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 出井伝建推進室長。

○伝建推進室長（出井章則君） 続きまして、2目公民館費につきましてご説明いたします。

備考欄の上から3事業目、栃木公民館管理運営費につきましては、社会教育指導員1名分の報酬及び施設管理業務14件分の施設管理委託料が主なものであります。

次の大宮公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金、施設管理業務12件分の委託料及び大宮公民館敷地の賃借料が主なものであります。

次の皆川公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金及び施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次の吹上公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料及び吹上公民館の一部敷地の賃借料が主なものであります。

次のページをお開きください。次の寺尾公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金及び施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次の国府公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次に、6事業飛びまして、大平公民館管理運営費につきましては、大平地域4公民館の光熱水費等の需用費、電気工作物保安管理、機械警備、清掃業務などの委託料が主なものであります。

次の社会教育学級講座等開設事業費（大平）につきましては、公民館講座の講師謝礼が主なものであります。

次の大平公民館施設改修事業費につきましては、高圧受変電設備改修工事を行ったものであります。

1事業飛びまして、藤岡公民館管理運営費につきましては、藤岡地区内5つの公民館の管理運営費でありまして、光熱水費等の需用費、機械警備、清掃業務、電気工作物保安管理業務等の委託料及び駐車場敷地の賃借料などが主なものであります。

2事業飛びまして、次の都賀公民館管理運営費につきましては、光熱水費等の需用費及び電気工作物保安管理、事務用機器保守点検、日直、清掃業務等の委託料が主なものであります。

次の都賀公民館空調設備改修事業費につきましては、空調設備が老朽化し、機能しなかったため、各部屋に合計7台のパッケージエアコンを設置する改修工事を行ったものであります。

1 事業飛びまして、次の西方公民館管理運営費につきましては、施設管理業務委託料及び神塚自治会公民館建築費等の補助金が主なものであります。

続きまして、3 目図書館費についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄の上から 5 事業目、図書館資料購入費（藤岡）及び次の図書館資料購入費（都賀）につきましては、各図書館の新聞、雑誌、図書及び視聴覚資料の購入費であります。

次の図書館資料購入費（西方）につきましては、栃木市図書館西方分館の新聞、雑誌及び図書資料の購入費であります。

次の図書館管理運営委託事業費（栃木）につきましては、栃木図書館の指定管理者への管理運営委託料及び本の宅配事業を都賀、西方地域に平成26年 1 月から拡大して実施した業務委託料であります。

次の図書館管理運営委託事業費（大平）につきましては、大平図書館の指定管理者への管理運営委託料及び本の宅配事業を藤岡地域に平成26年 1 月から拡大して実施した業務委託料が主なものであります。

次の図書館システム借上費につきましては、図書館 5 館の資料管理等に使用する図書館総合システムの保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の藤岡図書館管理運営費につきましては、臨時職員賃金及び清掃等の業務委託料が主なものであります。

次の栃木市図書館西方分館管理運営費につきましては、臨時職員賃金が主なものであります。

次の都賀図書館管理運営費につきましては、臨時職員賃金及び清掃等の業務委託料が主なものであります。

1 事業飛びまして、栃木市図書館西方分館施設整備事業費につきましては、西方分館のドア改修工事費及びサッシ改修工事費が主なものであります。

次の図書館事務費につきましては、図書館及び読書環境の充実を図っていくために配置しております社会教育指導員 1 名の報酬が主なものであります。

以上、10 款 5 項 2 目公民館費から 10 款 5 項 3 目図書館費までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 阿部学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（阿部正志君） 続きまして、4 目文化財保護費につきましてご説明いたします。

備考欄の上から 2 事業目、ふるさと文化振興基金積立金につきましては、同基金への寄附金と基金利子を積み立てたものでございます。

次のページをお開きください。1 事業飛びまして、文化課一般経常事務費につきましては、山王寺大柵塚古墳、赤麻古墳除草及びふるさと太鼓動産保険料が主なものであります。

次の文化補助金につきましては、山本有三ふるさと記念館運営補助金及び栃木市文化活動協議会補助金が主なものであります。

3事業飛びまして、とちぎ蔵の街美術館作品収集事業費につきましては、田中一村の作品「武陵桃源図」の美術作品購入費及び美術品運搬委託料が主なものであります。

次のとちぎ蔵の街美術館管理運営委託事業費につきましては、指定管理者への管理運営委託料及び美術館として使用しております、おたすけ蔵の土地建物借上料が主なものであります。

1事業飛びまして、次の美術品管理事業費につきましては、とちぎ蔵の街美術館に収蔵庫を設置していないことから、民間の美術品収蔵庫に管理保管しておくため、美術品保管委託料及び橋本邦助の作品「富士山」の修繕料であります。

次の緊急地域雇用創出歌麿作品「品川の月」等PR事業費につきましては、喜多川歌麿作品の「品川の月」及び「吉原の花」高精細複製画の展示にかかわる臨時職員賃金及び地域巡回展の運搬等委託料が主なものであります。

次の文化財施設共通管理費につきましては、文化財施設の除草等管理委託料が主なものであります。

1事業飛びまして、次の下野国庁跡管理運営費につきましては、下野国庁跡資料館の管理人賃金及び建物警備と樹木維持管理等の委託料が主なものであります。

次の郷土参考館管理運営費につきましては、郷土参考館の管理人の賃金が主なものであります。

1事業飛びまして、次の地層たんけん館管理運営費につきましては、建物の警備と清掃業務の委託料が主なものであります。

次の藤岡歴史民俗資料館管理運営費につきましては、1名分の臨時職員の賃金及び警備保障と清掃の委託料が主なものであります。

次の文化財等維持管理事業費につきましては、文化財看板修繕工事費が主なものであります。

次の栃木市資料調査研究事業費につきましては、栃木市資料の調査研究業務の委託料であります。

次のページをお開きください。次のおおひら歴史民俗資料館管理委託事業費につきましては、おおひら歴史民俗資料館の管理運営委託料が主なものであります。

次の遺跡詳細分布調査事業費につきましては、遺跡分布調査員への謝礼が主なものであります。

次のおおひら郷土資料館施設整備事業費につきましては、白石家戸長屋敷内外の土壁塗りかえ工事費及び母屋散水栓交換工事費であります。

次の下野七廻り鏡塚古墳出土品保存処理事業費につきましては、出土した遺物の保存処理業務委託料が主なものであります。

以上、10款5項4目文化財保護費の説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 大杉大平教育支所長。

○大平教育支所長（大杉 栄君） 続きまして、5目文化会館費につきましてご説明いたします。

備考欄、流用の次の栃木文化会館施設整備事業費につきましては、栃木文化会館のエレベーター昇降設備工事費が主なものであります。

次の栃木文化会館管理運営委託事業費につきましては、指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の大平文化会館自主事業費につきましては、ファミリーコンサート「オーケストラで聴くジブリ音楽」の公演委託料が主なものであります。

次の大平文化会館管理運営費につきましては、施設管理運営委託料及び空調用燃料費が主なものであります。

次の藤岡文化会館管理運営費につきましては、施設管理運営委託料及び冷暖房用灯油などの燃料費が主なものであります。

次の藤岡文化会館自主事業費につきましては、岩崎宏美コンサートの公演委託料が主なものであります。

次の都賀文化会館施設整備事業費につきましては、外壁クラック補修及び塗装工事、地下タンクさび防止加工工事が主なものであります。

次の都賀文化会館自主事業費につきましては、北島ファミリーコンサートの出演委託料が主なものであります。

次の都賀文化会館管理運営費につきましては、光熱水費等の需用費及び施設管理運営委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。6項1目保健体育総務費につきましてはご説明いたします。備考欄の上から2事業目、スポーツ振興課一般経常事務費につきましては、スポーツ推進員55名の委員報酬が主なものであります。

次のスポーツ団体補助金につきましては、栃木市体育協会補助金とスポーツ団体活動補助金が主なものであります。

次のスポーツ大会開催委託事業費（栃木）につきましては、スポーツ大会等業務委託料が主なものであります。

次の少年スポーツ振興事業費（栃木）につきましては、少年スキー教室のスキー場施設等借上料が主なものであります。

4事業飛びまして、次の生涯スポーツ振興事業費（大平）につきましては、柔道、剣道などのスポーツ教室6教室の指導者への謝礼及びヨガ教室など3教室開催のための生涯スポーツ推進業務委託料が主なものであります。

以下、藤岡、都賀、西方につきましても、それぞれの地域における同様の事業であります。

続きまして、2目体育施設費につきましてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄2事業目、体育施設共通管理費（栃木）につきましては、各体育施設の修繕費などの共通管理費が主なものであります。

1事業飛びまして、次の大宮運動広場管理費及び4事業飛びまして、大塚運動広場管理費につき

ましては、不動産賃借料が主なものであります。

2事業飛びまして、次の栃木市屋内運動場管理費につきましては、施設の管理委託料が主なものであります。

次の運動場夜間照明施設更新事業費につきましては、老朽化した栃木地域内8カ所の学校屋外運動場夜間照明を計画的に更新するための更新工事実施設計委託料であります。

次の体育施設共通管理費（大平）につきましては、大平地域内5校の学校開放管理人謝礼が主なものであります。

次の体育館管理費（大平）につきましては、大平南体育館の光熱水費、大平体育館及び大平南体育館の清掃等委託料が主なものであります。

次の大平武道館管理費につきましては、光熱水費、清掃等委託料が主なものであります。

次の地域のひろば管理費につきましては、7カ所ある地域のひろばの管理委託料、土地借上料が主なものであります。

2事業飛びまして、体育施設共通管理費（藤岡）につきましては、シルバー人材センターに業務を委託しております施設管理委託料が主なものであります。

次の藤岡総合体育館管理費につきましては、貸し出し受け付け業務等を行う臨時職員賃金2名分及び施設点検のための各種業務委託やシルバー人材センターに委託しております体育館管理業務などの施設管理委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄の2事業目、体育施設共通管理費（都賀）につきましては、都賀地域3小学校の夜間照明電気料と4小中学校の鍵管理委託料が主なものであります。

次の都賀スポーツ公園維持管理費につきましては、施設管理運営を行う臨時雇用職員2名の賃金、グラウンド芝維持管理等委託料が主なものであります。

次のコミュニティセンター管理費（都賀）につきましては、3カ所のコミュニティセンターの光熱水費、浄化槽等の維持管理委託料及び大柿コミュニティセンターのフェンス設置工事費が主なものであります。

次の都賀体育センター管理費につきましては、光熱水費及び修繕料が主なものであります。

次の大柿コミュニティセンター改修事業費（赤津地区）につきましては、施設の利便性を高めるため、敷地造成、植栽、園路広場整備等の改修工事費であります。

次の木コミュニティセンター施設整備事業費につきましては、施設の利便性、安全性を高めるため、防球ネットのかさ上げ工事費であります。

次の体育施設共通管理費（西方）につきましては、グラウンドの維持管理や施設の保守点検のための委託料が主なものであります。

3事業飛びまして、次の西方総合文化体育館管理費につきましては、施設の管理業務や設備の保守点検業務の委託料が主なものであります。

続きまして、3目学校給食費につきましてご説明いたします。備考欄の上から4事業目、南小学校配膳室整備事業費につきましては、南小学校給食共同調理場の解体に伴いまして、校舎に附属している配膳室の増設が必要となったものでありまして、解体及び増設に係る工事設計委託料並びに工事費が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄の1事業目、学校給食事務費につきましては、臨時調理員等19人分の賃金が主なものであります。

次の学校給食事業費につきましては、学校給食の運営に係る消耗品、燃料費、施設管理費及び賄い材料費が主なものであります。

次の学校給食調理業務民間委託費につきましては、8調理場の調理業務及び配送業務の民間委託費であります。

続きまして、394、395ページをお開きください。11款災害復旧費につきましてご説明いたします。1項1目農業施設災害復旧費及び2目林業施設災害復旧費についてであります。災害復旧工事はございませんでした。

以上で歳出所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（広瀬義明君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時48分）

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○委員長（広瀬義明君） 歳入の説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

山崎都賀産業振興課長。

○都賀総合支所産業振興課長（山崎昇一君） 日ごろより議員の皆様には大変お世話になっております。

それでは、続きまして、所管関係部分の歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、86、87ページをお開きください。

12款分担金及び負担金についてご説明いたします。1項1目1節農林水産業費分担金、備考欄の西前原湛水防除事業分担金につきましては、旧岩舟町からの事業費分担金であり、負担割合は総事業費の10%となっております。

続きまして、88、89ページをお開きください。2項3目1節労働諸費負担金、備考欄の中小企業福祉事業費負担金につきましては、中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理運営に係る旧岩舟町からの負担金であります。

続きまして、90、91ページをお開きください。4目1節農業費負担金、備考欄の地域農業水利施設ストックマネジメント事業負担金につきましては、国府土地改良区で実施した地域農業水利施設ストックマネジメント事業費の25%分の負担金であります。

続きまして、6目1節小学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、児童に対する災害共済の負担金であり、1人当たり945円のうち460円が保護者の負担金でありまして、小学生7,307人分のものであります。

続きまして、2節中学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、小学校費負担金と同じ内容でありまして、中学生3,745人分であります。

続きまして、3節社会教育費負担金、備考欄の視聴覚ライブラリー教材購入費関係市町負担金につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において貸し出しをいたします視聴覚教材の購入経費に対する小山市、下野市及び下都賀郡内2町からの負担金であります。

続きまして、96、97ページをお開きください。13款使用料及び手数料についてご説明いたします。1項4目1節労働使用料、備考欄の1事業目、市民会館敷地使用料につきましては、電柱14本の敷地使用料であります。

次の勤労者総合福祉センター行政財産使用料につきましては、自動販売機、冷蔵庫の設置料及び電柱1本の敷地使用料であります。

次の大平勤労青少年ホーム敷地使用料につきましては、電柱3本の敷地使用料であります。

次の勤労者体育センター行政財産使用料につきましては、自動販売機1台の敷地使用料であります。

続きまして、5目1節農業使用料、備考欄の農業施設敷地使用料につきましては、電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の栃木市農村振興総合センター使用料につきましては、調理室、ホール等の施設使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（大平）につきましては、西地区農産加工所及び農村婦人の家の加工施設使用料であります。

次の農村婦人の家敷地使用料につきましては、電柱1本の敷地使用料であります。

次の道の駅みかも使用料につきましては、農産物直売所、農産物加工販売室、地域食材供給室、物産館の4施設の施設使用料及び電気、水道料等であります。

次の藤岡農産加工センター使用料につきましては、農家などのご婦人方による安全安心なみそづくりのための施設使用料であります。

次の藤岡農産加工センター敷地使用料につきましては、電柱1本の敷地使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（西方）につきましては、西方農産物加工所、真名子農産物加工所及び西方農村婦人の家の施設の使用料であります。

次のページをお開きください。備考欄の1事業目、道の駅にしかた農産物直売所使用料につきましては、会員の農産物直売所の使用料であります。

次の道の駅にしかた交流物産館等使用料につきましては、会員による交流物産館の使用料及びその他施設使用料が主なものであります。

次の道の駅にしかた行政財産使用料につきましては、カプセル玩具販売機設置使用料であります。

続きまして、2節林業使用料、備考欄の林業施設敷地使用料につきましては、星野集会所敷地内への電柱設置のための敷地使用料であります。

続きまして、6目1節商工使用料、備考欄の1事業目、工業団地敷地使用料につきましては、大光寺工業団地内の電柱の敷地使用料であります。

次の観光施設敷地使用料につきましては、観光館の自動販売機3台の設置料であります。

次の駐車場敷地使用料につきましては、室町と旭町駐車場の使用料であります。

次の蔵の街観光館使用料につきましては、観光館テナント使用料であります。

次の倭町小江戸ひろば使用料につきましては、北蔵テナントの使用料であります。

次のかかしの里使用料につきましては、野球場、バーベキュー施設などの使用料であります。

次のかかしの里行政財産使用料につきましては、体験農園及び電柱設置の敷地使用料であります。

次のプラッツおおひら敷地使用料につきましては、電柱2本の敷地使用料であります。

次に、1事業飛びまして、行政財産使用料（産業振興課）（都賀）につきましては、都賀インター周辺開発の企業誘導用地として先行取得した土地に係る行政財産使用料2件分であります。

以上、12款1項1目農林水産業費分担金から13款1項6目商工使用料までの説明を終了します。

○委員長（広瀬義明君） 飯塚藤岡教育支所長。

○藤岡教育支所長（飯塚 勝君） 続きまして、100、101ページをお開きください。

13款1項7目4節公園使用料、備考欄の2事業目、藤岡渡良瀬運動公園使用料につきましては、テニスコート等の施設使用料であります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター使用料につきましては、施設の使用料であります。

続きまして、102、103ページをお開きください。9目1節教育総務使用料、備考欄の1事業目、教員住宅敷地使用料につきましては、藤岡公民館北にある元教員住宅敷地にある電柱2本の敷地使用料であります。

続きまして、2節小学校使用料、備考欄の1事業目、小学校敷地使用料（栃木）、2事業飛びまして、次のページの1事業目、（大平）から4事業目の（西方）までの5事業につきましては、小学校校内にある電柱の敷地使用料であります。

1ページ戻りまして、栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料及び合戦場小学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、各小学校施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

104、105ページをお開きください。続きまして、3節中学校使用料、備考欄の1事業目、中学校敷地使用料（栃木）、3事業飛びまして、5事業目の（大平）から8事業目の（西方）につきましても中学校校内にある電柱の敷地使用料であります。

戻りまして、栃木西中学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料から都賀中学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料までの3事業につきましても、各中学校施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

続きまして、4節幼稚園使用料、備考欄の1事業目、市立幼稚園使用料（西方）につきましても、認定西方なかよしこども園の幼稚園児の保育料であります。

続きまして、5節学校開放使用料、備考欄の1事業目、学校体育館使用料（栃木）、1事業飛びまして、（大平）、（藤岡）、1事業飛びまして、（都賀）、（西方）につきましても、学校開放による体育館の使用料であります。

2事業目の特別教室使用料（栃木）につきましても、学校施設を開放しております栃木南中学校の特別教室の使用料であります。

5事業目の屋外運動場夜間照明使用料（藤岡）につきましても、学校施設を開放しております屋外運動場の夜間照明設備の使用料であります。

続きまして、6節社会教育使用料、備考欄の栃木公民館使用料、1事業飛びまして、大宮公民館使用料、皆川公民館使用料、次のページに飛びまして吹上公民館使用料、寺尾公民館使用料、国府公民館使用料は各公民館の施設使用料であります。

104、105ページに戻りまして、備考欄の上から2事業目、栃木公民館敷地使用料、2事業飛びまして栃木図書館敷地使用料、皆川公民館敷地使用料、106、107ページに飛びまして、上から4事業目、大宮公民館敷地使用料、社会教育施設敷地使用料につきましても、電柱等の設置のための敷地使用料であります。

次の国府公民館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料、3事業飛びまして栃木図書館、さらに次の大平図書館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料までの3事業につきましても、各施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

7事業目に戻りまして、コミュニティセンター使用料（栃木）につきましても、栃木第三、第四、第五、第六地区コミュニティセンターの使用料であります。

4事業飛びまして、栃木文化会館使用料につきましても、栃木文化会館内で営業しております食堂の会館使用料であります。

次の大平歴史民俗資料館敷地使用料につきましても、ケーブルテレビ電源供給柱の敷地使用料であります。

次のとちぎ蔵の街美術館敷地使用料につきましても、とちぎ蔵の街美術館における東京電力の電柱の敷地使用料であります。

次の栃木文化会館敷地使用料につきましては、東京電力の電柱の敷地使用料及びケーブルテレビ電源供給柱の敷地使用料であります。

次の大平文化会館使用料、大平公民館使用料、1事業飛びまして藤岡文化会館使用料、藤岡公民館使用料、藤岡、三嶋、部屋、赤麻、各地区公民館使用料、都賀文化会館使用料、次のページに移りまして、2事業目の都賀公民館使用料、2事業飛びまして西方公民館使用料につきましては、各施設の施設使用料であります。

前のページに戻りまして、下から8事業目の行政財産使用料（大平教育支所）及び次のページに移りまして都賀文化会館敷地使用料、1事業飛びまして都賀公民館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の設置使用料であります。

次の行政財産使用料（西方教育支所）につきましては、西方公民館の自動販売機設置による使用料であります。

続きまして、7節保健体育使用料、備考欄の1事業目、栃木中央小学校給食共同調理場太陽光発電施設屋根貸し出し使用料及びその備考の最後にあります西方総合文化体育館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料の2事業につきましては、各施設の屋根に太陽光発電施設を設置するために貸し出した際の使用料であります。

2事業目に戻りまして、屋外運動場夜間照明使用料につきましては、栃木地域11校に設置してあります夜間照明施設の799回分の使用料であります。

次の体育施設敷地使用料（栃木）につきましては、栃木ウーヴァフットボールクラブ事務所の敷地使用料と電柱支線の設置のための敷地使用料であります。

次の屋内運動場使用料につきましては、屋内運動場の施設使用料であります。

次の体育館使用料（大平）につきましては、大平体育館の使用料及び大平南体育館の使用料であります。

次の大平運動公園使用料につきましては、テニスコート、さくら球場、多目的運動広場、第2多目的運動広場等の使用料であります。

次の大平武道館使用料につきましては、大平武道館の使用料であります。

次の藤岡総合体育館使用料及び藤岡弓道場使用料は、各社会体育施設の使用料であります。

次の藤岡総合体育館敷地使用料、2事業飛びまして体育施設敷地使用料（都賀）、同じく（西方）、2事業飛びまして西方総合文化体育館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

下から8事業目に戻りまして、つがスポーツ公園使用料につきましては、テニスコート、多目的運動場、弓道場の使用料であります。

次の体育施設使用料（都賀）につきましては、都賀地域体育施設の施設使用料であります。

2事業飛びまして、体育施設使用料（西方）につきましては、西方総合公園運動場及び西方地区

4カ所のグラウンドの使用料であります。

次の西方総合文化体育館使用料につきましては、体育館利用者の使用料であります。

以上、13款1項7目土木使用料から13款1項9目教育使用料の説明を終了します。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。

○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） 続きまして、114、115ページをお開きください。

13款2項3目1節農業手数料、備考欄の農用地証明等手数料につきましては、農用地区域証明等の手数料であります。

次の耕作証明等手数料につきましては、農業委員会関係各種証明手数料であります。

続きまして、4目1節商工手数料、備考欄の煙火消費申請手数料につきましては、イベント等で打ち上げます花火の許可申請手数料で、平成25年度は5件の申請がございました。

続きまして、118、119ページをお開きください。14款国庫支出金についてご説明いたします。1項3目1節小学校費負担金、備考欄の公立学校施設整備費国庫負担金につきましては、寺尾統合小学校校舎改築工事に係る平成24年度の繰り越し分及び平成25年度分の国庫補助金であります。

続きまして、124、125ページをお開きください。2項5目2節小学校費補助金、備考欄1事業目、学校施設環境改善交付金につきましては、平成24年度の繰り越しである小学校校舎3棟及び屋内運動場3棟の耐震補強改修工事に係る国庫補助金に加えて、寺尾統合小学校校舎改築工事に係る太陽光発電設備設置に係る国庫補助金であります。

次のへき地児童生徒援助費等補助金につきましては、部屋小スクールバス購入事業費に対する定額の国庫補助金であります。

次の理科教育等設備整備費補助金につきましては、小学校における算数、理科教育関係備品等の購入に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の要保護児童援助費補助金につきましては、要保護児童の修学旅行費等の扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援学級に在籍する児童の学用品、給食費、修学旅行費、医療費等の扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

続きまして、3節中学校費補助金、備考欄1行目、学校施設環境改善交付金につきましては、平成24年度の繰り越しである中学校屋内運動施設2棟の耐震補強改修工事に係る国庫補助金であります。

次の理科教育等設備整備費補助金、要保護生徒援助費補助金、特別支援学級就学奨励費補助金につきましては、先ほど2節小学校補助金で説明したものの中学校における国庫補助金であります。

続きまして、4節社会教育費補助金、備考欄の国宝重要文化財等保存整備費補助金につきましては、史跡・遺跡詳細分布調査事業費及び下野七廻り鏡塚古墳出土品保存処理事業に対する国庫補助金であります。

次の重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金につきましては、嘉右衛門町伝承的建造物群保存地域内の建造物補修に係る国庫補助金であります。

続きまして、5節保健体育費補助金の備考欄、学校施設環境改善交付金につきましては、大平学校給食センター新築工事に係る国庫補助金であります。

続きまして、126、127ページをお開きください。3項4目1節教育総務費委託金、備考欄のいじめ対策等生徒指導等総合推進事業委託金につきましては、不登校児童生徒の早期の学校復帰を目指した適応指導に対する調査研究のための委託料であります。

次の人権教育総合推進地域事業委託金につきましては、平成25年度から3カ年の予定で文部科学省からの委託事業として、都賀、西方地域を中心に実施する人権教育総合推進地域事業の委託金であります。

続きまして、132、133ページをお開きください。15款県支出金についてご説明いたします。2項4目1節労働諸費補助金、備考欄の緊急地域雇用創出特別交付金につきましては、雇用、就業機会を創出するために実施した緊急雇用創出特別事業に対する県からの補助金であります。

以上、13款2項3目農林水産業手数料から15款2項4目労働費県補助金までの説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 大橋藤岡産業振興課主幹。

○藤岡総合支所産業振興課主幹（大橋一美君） 続きまして、134、135ページをお開きください。

15款2項5目1節農業費補助金、備考欄の1事業目、土地改良事業費補助金につきましては、国府南部地区の地域水利農業施設ストックマネジメント事業に対する65%の補助金2,600万円、吹上東部地区の農山漁村活性化プロジェクト支援事業に対する約65%の補助金1,834万円、県単独農業農村整備事業として台地区及び川原田地区の舗装工事にに対する30%の補助金、東谷津地区、土与地区、太田地区のかんがい排水事業に対する35%の補助金、赤津南部地区の施設機能維持回復事業に対する35%の補助金1,570万4,000円であります。

次の首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、経営体育成支援事業費として5経営体が機械導入のための補助金が主なものであります。

次の戸別所得補償経営安定推進事業費補助金につきましては、農地集積に協力する農地の所有者に対し交付する農地集積協力補助金や新規就農者へ交付する青年就農給付金等であります。

次の農地・水保全管理支払推進交付金につきましては、地域が行った共同活動部分に係る取りまとめ等の事務費に対する定額の補助金であります。

次の地域農業担い手組織育成事業費補助金につきましては、本市における集落営農の組織化、法人化を促進するため、取りまとめを行う下野農業協同組合に対し交付する補助率3分の1の補助金であります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策の普及推進

活動や対象作物の作付面積の確認など事業推進に係る事務経費に対する補助金であります。

次のがんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給費補助金につきましては、東日本大震災における被害農家の経営安定のために農協と金融機関が行った融資に対する利子補給金のうち県が支出する補助金であります。

次の美しい田園風景協働保全支援事業費補助金につきましては、西方町真名子の小沼地域で行われている地域資源を保全するための活動を実施している団体に対する補助金であります。

次の農業委員会交付金につきましては、農業委員会事務局の職員設置費に対する交付金であります。

次の農業経営基盤強化事業事務取扱交付金につきましては、国有農地の管理に対する交付金であります。

次の農地制度実施円滑化事業費補助金につきましては、農地台帳等の整備に対する補助金であります。

次の地籍調査事業費補助金につきましては、藤岡町中根・富吉地区で実施しております地籍調査事業に対する補助率4分の3の補助金であります。

続きまして、2節林業費補助金、備考欄の上から1事業目、松くい虫防除事業補助金につきましては、松くい虫の伐倒駆除に対する補助率10分の10の補助金であります。

次の森林整備地域活動支援交付金につきましては、森林施業のための歩道の整備や、施業区域の明確化などの地域活動支援に対する補助率4分の3の交付金であります。

次のイノシシ捕獲促進強化事業費補助金につきましては、特定鳥獣保護管理計画に基づくイノシシの個体数調整に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の元気な森づくり推進市町村交付金につきましては、明るく安全な里山林整備事業や森を育む人づくり事業等に対する補助率10分の10の交付金であります。

次の県単松くい虫防除事業補助金（大平）につきましては、松くい虫防除地上散布業務に対する県補助金であります。

次に、136、137ページをお開きください。8目1節教育総務費補助金、所管関係部分は備考欄の上から2事業目、就学时心臓検診充実強化事業補助金につきましては、就学児童に対し実施いたしました1,153人分の心臓検診に対する補助金であります。

続きまして、2節小学校費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学支援等事業補助金、その下の3節中学校費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学支援等事業補助金及びその下の4節幼稚園費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学支援等事業補助金につきましては、東日本大震災により本市に避難しております小学校児童及び中学校生徒、幼稚園就学幼児への扶助費に対する10分の10の県補助金であります。

続きまして、5節社会教育費補助金、備考欄の1事業目、学校・家庭・地域の連携による教育支

援活動促進事業費補助金につきましては、学校、家庭、地域の連携協力による地域ぐるみの教育を実施しておりますとちぎアシストネット事業の補助金であります。

次の文化財保存事業費補助金につきましては、下野七廻り鏡塚古墳出土品保存処理事業の県補助金であります。

次の重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金につきましては、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地域内の建造物修理に係る県補助金であります。

以上、15款2項5目農林水産業県補助金から15款2項8目教育費県補助金までの説明を終わります。

○委員長（広瀬義明君） 荒木都賀教育支所長。

○都賀教育支所長（荒木由和君） 続きまして、140、141ページをお開きください。

16款財産収入についてご説明いたします。1項1目1節土地建物貸付収入、備考欄8行目、勤労青少年ホーム自動販売機設置収入につきましては、栃木勤労青少年ホーム内に設置の飲料用自動販売機の土地建物貸付収入と自動販売機使用電気料の事業者負担金であります。

次に、1事業飛びまして、市民会館土地貸付収入につきましては、栃木公民館が管理している、館内に設置された栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターの業務用車両2台分の駐車場土地貸付収入であります。

次の栃木第四地区コミュニティセンター自動販売機設置収入から大平、藤岡図書館、栃木公民館自動販売機設置収入まで、さらに142、143ページになりますが、上から大宮、皆川、吹上、寺尾公民館、都賀図書館、屋内運動場、栃木文化会館、1事業飛びまして、かかしの里、1事業飛びまして大平文化会館、大平公民館、3事業飛びまして道の駅みかも、藤岡総合体育館、1事業飛びまして藤岡公民館自動販売機設置収入、次のページに移りまして、4事業目、都賀文化会館、都賀公民館、つがスポーツ公園、都賀体育センター、木コミュニティセンター、都賀南部コミュニティセンター、3事業飛びまして道の駅にしかた、1事業飛びまして西方総合公園、西方総合文化体育館の各自動販売機設置収入につきましては、それぞれの施設内に設置してあります自動販売機の設置収入であります。

続きまして、146、147ページをお開きください。1項2目1節利子及び配当金、備考欄の下から8行目、義務教育施設整備基金利子からさくら基金利子までの8事業については、各基金の元本に対する預金利子であります。

続きまして、150、151ページをお開きください。17款寄附金についてご説明いたします。1項5目1節農業費寄附金につきましては、収入はございませんでした。

続きまして、6目1節教育総務費寄附金、備考欄の教育総務費寄附金につきましては、個人4名からの奨学基金への寄附金が主なものであります。

次のページをお開きください。4節社会教育費寄附金、備考欄の図書館振興基金寄附金につま

しては、個人1名及び1団体からの栃木市ふるさと納税による寄附金であります。

次に、ふるさと文化振興基金寄附金につきましては、個人4名と5団体からの寄附であります。

次のページをお開きください。18款繰入金についてご説明いたします。1項4目1節中根産業団地特別会計繰入金につきましては、中根産業団地特別会計からの繰入金であります。

158、159ページをお開きください。2項9目義務教育施設整備基金繰入金、1節の備考欄、義務教育施設整備基金繰入金につきましては、主に西方中校舎改築事業費、合戦場小学校屋内運動場改築事業費及び大宮北小校舎増築事業費の財源として義務教育施設整備基金からの繰入金であります。

2項10目図書館振興基金繰入金、備考欄の図書館振興基金繰入金につきましては、図書館5館の図書購入費に充てるための基金繰入金であります。

続きまして、11目ふるさと文化振興基金繰入金、備考欄のふるさと文化振興基金繰入金につきましては、とちぎ蔵の街美術館作品収集事業費の財源としてふるさと文化振興基金からの繰入金であります。

15目大宮南小学校教育振興基金繰入金、備考欄の大宮南小学校教育振興基金繰入金につきましては、大宮南小田村文庫整備事業費の財源として大宮南小学校教育振興基金からの繰入金であります。

続きまして、164、165ページをお開きください。20款諸収入についてご説明いたします。3項3目1節労働諸費貸付金元利収入、備考欄の勤労者向け資金融資預託金元金収入につきましては、勤労者向け資金融資制度の原資として、中央労働金庫栃木支店へ支出しました預託金が平成25年度末に返還されたものであります。

次のページをお開きください。4目1節商工費貸付金元利収入、備考欄の1事業目、中小企業向け資金融資預託金元金収入から中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金元金収入の4事業につきましては、それぞれの融資制度の原資として栃木県信用保証協会ほか3金融機関へ支出しました預託金が平成25年度末に返還されたものであります。

続きまして、6目1節教育総務費貸付金元利収入、備考欄の入学資金融資預託金元利収入につきましては、入学資金融資預託金元金と預託金預け入れに対して発生した利子であります。

以上、16款1項1目財産貸付収入から20款3項6目教育費貸付金元利収入までの説明を終了します。

○委員長（広瀬義明君） 田口西方教育支所長。

○西方教育支所長（田口幸雄君） 続きまして、172、173ページをお開きください。

20款5項5目2節雑入になります。備考欄の下から7事業目、電話使用料等（商工観光課）につきましては、栃木市中小企業緊急景気対策特別資金の損失補償にかかわる回収金などであります。

次の栃木県南公設地方卸売市場事務組合職員給与負担金等（農林課）につきましては、栃木市から栃木県南公設地方卸売市場事務組合へ派遣されている職員1名分の給与負担金が主なものであり

ます。

次の西前原地区県営かんがい排水事業負担金還付金（農林課）につきましては、当初予定していた一部の工事について、出来高の確保が困難となり、当該年度の支払額が計画よりも減額となったため、還付されてきたものであります。

次の174、175ページをお開きください。備考欄の4事業目、電話使用料等（教育総務課）につきましては、栃木及び都賀地域の小中学校の電話使用料、仮設送電線線下の補償料、窓ガラス破損の弁償金、火災報知機の落雷災害共済金であります。

次の栃木中央小学校給食費（学校教育課）から国府北小学校給食共同調理場給食費（学校教育課）までと1事業飛びまして学校給食費（学校教育課）（大平）から、その下、1事業置きに記載されており藤岡、次の177ページに飛びまして、都賀、西方地域の学校給食費（学校教育課）につきましては、小中学校児童生徒、教職員等を含めた給食費でありまして、合計額は6億1,103万9,658円であります。

前の175ページにお戻りください。備考欄下から5事業目、学校給食費滞納繰り越し分（学校教育課）から、その下、1事業置きに記載しております大平、藤岡、次の177ページになります。4事業目に飛びまして、西方地域の学校給食費滞納繰り越し分（学校教育課）につきましては、滞納者182人分であり、学校給食費の収入未済額は486万6,100円であります。

上から2事業目、臨海自然教室送迎用バス借上費用保護者負担金（学校教育課）につきましては、茨城県のとちぎ海浜自然の家で実施する宿泊体験学習時に使用するバス借上料の一部を保護者に負担いただいているものでございます。

2事業飛びまして、セミナー受講料等（生涯学習課）につきましては、発見の森セミナー受講生受講料、栃木市民大学受講生受講料及び科学する心を育む推進事業の参加者負担金等であります。

次のコピー機使用（栃木公民館）につきましては、栃木公民館のコピー機の使用料であります。

次の図書館複写サービス利用料（生涯学習課）につきましては、直営図書館3館の複写サービスの利用料であります。

次の少年スキー教室参加者負担金等（スポーツ振興課）につきましては、スキー教室参加者97名分の負担金と栃木市ウォーキング大会参加者の負担金であります。

次の市町史売払収入等（文化課）につきましては、市町史売払収入及びとちぎ蔵の街美術館の図録等の売払収入であります。

次の農業者年金業務委託金等（農業委員会）につきましては、農業者年金への加入促進、受給該当者の指導を行う事務費に対する委託金等であります。

一番下の事業に飛びまして、わくわく野外体験交流会参加料（大平教育支所）につきましては、参加した12名の参加料であります。

次の178、179ページをお開きください。1事業目、電気使用料等（大平教育支所）につきましては

は、大平南体育館火災報知機設備受信機の落雷破損による保険料が主なものであります。

次の大平文化会館自主事業収入等（大平教育支所）から7事業飛びまして藤岡文化会館自主事業収入等（藤岡教育支所）、さらに6事業飛びまして都賀文化会館自主事業収入等（都賀教育支所）につきましては、各文化会館自主事業収入が主なものであります。

備考欄の上から7事業目、道の駅みかも浄化槽保守点検料等（産業振興課）（藤岡）につきましては、国土交通省分の浄化槽の保守点検料及び4施設における商品等の販売のためのバーコードラベル使用料などであります。

次に、1事業飛びまして、スキー教室バス代参加者負担金等（藤岡教育支所）につきましては、市民ハイキング参加者のバス代負担金並びにコピー機の使用料が主なものであります。

次に、5事業飛びまして、つがの里花彩祭出店店舗水道料等（産業振興課）（都賀）につきましては、つがの里花彩祭の出店店舗3件分の水道料及び農地・水保全管理支払交付金事業市負担金返納金が主なものであります。

次の180、181ページをお開きください。備考欄2事業目の道の駅にしかた農産物直売所事業収入（西方）につきましては、野菜、イチゴ等の仕入れ品の販売収入であります。

次の道の駅にしかた農村レストラン事業収入につきましては、レストラン、ジェラート等の販売収入であります。

次の道の駅にしかた交流物産館事業収入につきましては、交流物産館にて取り扱っている酒類等の販売収入であります。

次の道の駅にしかたバーコードラベル代等につきましては、商品に添付するバーコードラベル代、宅配便の手数料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、電気使用料等（西方教育支所）につきましては、総合公園運動場の電気料に含まれる水道配水場に係る電気料等が主なものであります。

次の西方幼稚園給食費（西方教育支所）につきましては、認定西方なかよしこども園の幼稚園児及び幼稚園教諭の給食代であります。

以上をもちまして、平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算書、歳入の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○委員長（広瀬義明君） 以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第10号の説明聴取

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第2、認定第10号 平成25年度栃木市中根産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） 平成25年度栃木市中根産業団地特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、恐れ入りますが、決算書の692、693ページをお開きください。1款1項1目産業団地造成事業費であります。右の備考欄をごらんください。中根産業団地造成事業費につきましては、土地売払収入等の歳入合計から公園等の除草管理委託料の歳出額を差し引いた残金、これを一般会計に繰り出した一般会計繰出金が主なものであります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、決算書の688ページ、689ページをお開きください。1款1項1目1節であります。右の備考欄の土地売払収入につきましては、中根産業団地の最後の1区画の分譲収入でありまして、5,725.65平方メートルの土地売払収入であります。

続きまして、690、691ページをお開きください。2款1項1目1節につきましては、平成24年度の繰越金であります。

次に、694ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。歳入総額、歳出総額ともに同額であり、産業用地の分譲が完了し、本特別会計の精算が済みまして、平成25年度末をもって本特別会計を廃止いたしましたところでございます。

以上で平成25年度栃木市中根産業団地特別会計歳入歳出決算についての説明を終了させていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で中根産業団地特別会計決算の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時58分）

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◎認定第12号（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（広瀬義明君） 日程第3、認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。

富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 岩舟総合支所産業振興課長であります。

平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算書所管関係部分の歳出につきましてご説明いたします。

決算書の62ページ、63ページをお開きください。5款労働諸費から説明いたします。1項1目労働諸費、備考欄の一般経費につきましては、栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金が主なものであります。中小企業の福利厚生事業を支援するために設立されたもので、この運営に対する負担金であります。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明いたします。1項1目農業委員会費、備考欄の1事業目、一般経費につきましては、遊休農地や農地転用調査手当及び農地情報電算化ソフトレンタル料が主なものであります。

2事業目、農業委員会交付金等事業につきましては、農業委員会委員報酬が主なものであります。

次に、2目農業総務費、備考欄の1事業目、一般経費につきましては、農地調査員手当等が主なものであります。

次に、2事業目、農業者年金事業につきましては、年金加入促進のための経費であります。

次に、3事業目、農業経営基盤強化措置特別会計事務につきましては、国有農地を管理するための経費であります。

次に、4事業目、農地保有合理化事業につきましては、農地の集積事業処理件数に応じて県農業振興公社から交付されるものであります。

次に、5事業目、農業経営体育成促進等事業につきましては、農業の中心となる認定農業者の育成確保のための事業のほか、担い手への農地集積に協力した農業者に対する交付金であります。

続きまして、3目農業振興費、備考欄の1事業目、一般経費につきましては、梨生産者が設置した梨防霜ファン整備事業補助金や町病虫害防除協議会補助金、各種団体負担金等であります。

次に、2事業目、ふるさとセンター運営管理費につきましては、農産物加工品づくりと会議研修施設としての維持管理費であります。

次に、3事業目、農業近代化資金利子補給と4事業目であります農業経営体育成総合融資資金利子助成金につきましては、農業者の中心となる担い手である認定農業者、農業生産法人の借入資金に対する利子補給を行ったものであります。

次に、5事業目、生産調整推進事業につきましては、事業推進事務、実施計画書の作成、現地確認等の推進費であります。

次の64、65ページをお開きください。備考欄の1事業目、むらづくり施設指定管理事業につきましては、農業振興施設である、こなら館、花野果ひろば、しずわ農産物直売所の3施設の指定管理者に対する管理運営委託料であります。

次に、2事業目、岩舟産農産物安全安心応援支援事業につきましては、イベント等において町農産物の安全性と品質のよさをPRしたものであります。

次に、3事業目、観光農園推進事業につきましては、株式会社観光農園いわふねが緊急地域雇用創出事業に取り組んだものであり、イチゴの栽培管理と選果技術の習得を行うことで、新たな雇用

機会づくりを進めたものであります。

次に、4目畜産業費、備考欄の一般経費につきましては、家畜の予防接種に対する補助金であります。

次に、5目農地費、備考欄の1事業目、一般経費につきましては、土地改良区で実施した揚水機の更新や農業用水路改修の維持管理事業に対する補助金であります。

次に、2事業目、農村整備事業につきましては、農村公園4カ所の遊具の維持管理、農地・水保全管理事業に取り組んでいる組織の活動に対する法定負担金が主なものであります。

次に、3事業目、国県営事業等負担経費につきましては、西前原地区と大岩藤土地改良区の工事に伴う国県営土地改良事業による排水機場維持管理負担金とかんがい排水施設事業に伴う法定負担金であります。

続きまして、6目地籍調査事業についてご説明いたします。備考欄の地籍調査事業につきましては、登記資料作成、地籍調査の成果データ化業務委託費であります。

続きまして、2項1目林業振興費についてご説明いたします。備考欄の1事業目、一般経費につきましては、林道2路線の倒木処理、草刈り等の維持管理作業委託費であります。

次に、2事業目、とちぎの元気な森づくり交付金事業につきましては、元気な森づくり推進市町村交付金事業による通学路や住宅地周辺の安全安心を確保するため、刈り払いなどを実施する管理団体に対する交付金が主なものであります。

次の66、67ページをお開きください。7款商工費についてご説明いたします。1項1目商工業振興費、備考欄の1事業目、一般経費につきましては、町商工会に対する運営補助金が主なものであります。

次に、2事業目、中小企業融資制度につきましては、中小企業者向けの融資を促進することを目的に、町内の金融機関に融資原資としての預金をしているものであります。

次に、3事業目、中小企業経営近代化資金利子補給事業につきましては、県の融資制度を借り入れた中小企業事業者に対して利子補給金を交付するものであります。

次に、4事業目、岩石採取場監視事業につきましては、監視員1名を配置し、町内の認可採石場6カ所を巡回しながら碎石状況、違反行為の監視を行っている監視員の賃金と巡回車の燃料費等が主なものであります。

次に、5事業目、消費者行政推進事業につきましては、消費生活における安心安全を確保するための啓発、教育、広報等が主なものであります。

次に、6事業目、県南公設地方卸売市場事務組合負担金につきましては、県南地域の消費者流通拠点として運営している市場の負担金であります。

次に、8事業目、いわふねブランド創生事業につきましては、ブランド認定による商品の販売力向上と地域産業の振興、活性化を図るために推進しているもので、いわふねブランドキャラクター

「コスもん」の着ぐるみを活用してイベント等で県内外の情報発信とPR活動を行っております。

続きまして、2項観光費についてご説明いたします。備考欄の1事業目、一般経費につきましましては、町観光協会補助金のほか、岩舟山、慈覚大師生誕地、大慈寺等の観光史跡に指定されている施設の維持管理費等であります。

次に、2事業目、夏まつり事業につきましましては、夏まつり実行委員会への補助金であります。

次に、3事業目、はなやかな町づくり事業につきましましては、町花コスモスの植生を行う個人、団体に対してコスモス等の種子を配布し、美しい地域の景観づくりの推進を図っているものであります。

次に、4事業目、首都圏自然歩道維持管理事業につきましましては、国指定の3コースの維持管理、安全確保のために草刈りや巡視等を行っているものであります。

次に、5事業目、ハイキング案内表示板設置事業につきましましては、観光拠点施設であるみかも山公園付近への新設や駅構内に設置されている観光案内板の更新等を行い、観光施設のPRと利便性を図っているものであります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の所管関係部分の歳出の説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 永島岩舟教育支所長。

○岩舟教育支所長（永島保男君） 続きまして、決算書の74、75ページをお開きください。

10款教育費からご説明いたします。1項1目教育委員会費、備考欄の一般経費につきましましては、4名分の教育委員報酬が主なものでございます。

次のページをお開きください。2目事務局費、備考欄の一般経費につきましましては、各学校への支員10名の配置及び複式学級対応のための非常勤講師3名の賃金が主なものになります。

次に、適応指導教室であります。不登校児の対応のための教育相談員、不登校適応指導員2名の報酬であります。

続きまして、2項1目小学校費、学校管理費、備考欄の岩舟小学校一般経費、また静和小学校、小野寺南小学校、1つ飛びまして小野寺北小学校一般経費につきましましては、消耗品費及び光熱水費等の需用費が主なものになります。

次に、一般経費であります。外国語指導補助委託料及び各校の給食調理業務委託等の委託料、パソコン等教育ネットワーク関連のリース料が主なものになります。

最後の合併移行経費であります。銘板や学校の案内看板、校旗の作成等の合併に伴う表示の変更の経費であります。

次のページをお開きください。2目教育振興費、備考欄の小学校就学支援事業であります。要保護・準要保護の児童のための援助費になります。

続きまして、3項1目中学校費、学校管理費、備考欄の中学校一般経費であります。消耗品費

及び光熱水費等の需用費が主なものになります。

次に、一般経費であります。外国語指導補助委託料及び給食調理業務委託等の委託料、パソコン等教育ネットワーク関連のリース料が主なものになります。

次に、合併移行経費であります。銘板や学校の案内看板、校旗の作成等の合併に伴う表示の変更の経費であります。

次の80、81ページをお開きください。2目学校振興費、備考欄の中学校就学支援事業であります。要保護・準要保護の生徒のための援助費になります。

続きまして、4項社会教育費についてご説明いたします。1目社会教育総務費、備考欄の一般経費につきましては、県巡回伝統芸能公演の負担金とミュージカル“いわふね”並びに社会教育関係団体への補助金が主なものであります。

次に、成人式につきましては、記念品の記念写真代が主なものであります。

次の生涯学習推進事業につきましては、講師謝礼とNPO法人全国生涯学習まちづくり協会団体会費が主なものであります。

4事業飛びまして、次のアーティストインレジデンス事業につきましては、小中学校の授業におきまして、さまざまな方面で活躍している岩舟地区出身者の方を招き、授業を行う「ようこそ先輩！課外授業」及び夏休み期間中に社会福祉協議会と共催で開催しております親子ふれあい教室、岩舟チャレンジ工房の講師謝礼、アーティストインレジデンス事業の創作活動で使用している旧水道庁舎の賃借料などが主なものであります。

次の合併移行経費につきましては、封筒印刷代であります。

続きまして、2目公民館費、備考欄の一般経費につきましては、光熱水費、施設管理業務5件の委託料、公用車1台の購入費が主なものであります。

次の公民館図書室事業につきましては、臨時職員4人の賃金、図書購入費が主なものであります。

4事業飛びまして、次の地区公民館管理運営費につきましては、今年2月1日に開館した静和、小野寺地区公民館の電気料とシルバー人材センターに委託した静和地区公民館の管理委託料が主なものであります。

次の合併移行経費につきましては、銘板や公民館の案内看板等の合併に伴う表示の変更の経費であります。

次のページをお開きください。3目公民館事業費、備考欄の幼児学級から高齢者教室、らいふあっぷセミナー、公民館講座、家庭教育支援事業、これら5つの事業につきましては、それぞれ開設した講座の講師謝礼が主なものであります。

続きまして、4目文化財保護費、備考欄の一般経費につきましては、県指定文化財高勝寺鐘楼保存修理事業補助金が主なものであります。

次の石の資料館管理運営事業につきましては、施設の管理委託料が主なものであります。

続きまして、5目文化会館費、備考欄の文化会館管理事業につきましては、舞台常駐管理業務委託料が主なものであります。

次の文化会館自主事業につきましては、6事業の公演委託料が主なものであります。

次の文化会館施設整備・修繕事業につきましては、大ホール舞台機構設備交換工事及び文化会館敷地維持管理業務委託料が主なものであります。

次の合併移行経費につきましては、申請書、封筒、印刷代が主なものであります。

続きまして、5項1目保健体育総務費、備考欄の一般経費につきましては、スポーツ推進員10名の委員報酬及び岩舟町体育協会、いわふねスポーツクラブへの補助金が主なものであります。

次のスポーツレクリエーション教室につきましては、事業におけるスポーツドクターの謝金が主なものであります。

次の84ページをお開きください。2目体育施設費、備考欄の一般経費につきましては、総合運動場の敷地管理業務委託料及び敷地賃借料、学校体育施設用AED購入費が主なものであります。

次の総合運動場施設整備修繕事業につきましては、武道館野外トイレ給水管漏水修繕費が主なものであります。

次の合併移行経費につきましては、武道館表示の修繕が主なものであります。

続きまして、3目学校給食費の備考欄の小学校学校給食費及び中学校学校給食費であります、給食食材の材料費であります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 続きまして、所管関係部分の歳入についてのご説明をいたします。

恐れ入りますが、20、21ページをお開きください。13款使用料及び手数料についてご説明いたします。1項2目1節農林水産業使用料、備考欄のふるさとセンター使用料につきましては、農産物加工施設の施設使用料であります。

1項4目教育使用料、備考欄の公民館使用料につきましては、公民館の施設使用料であります。

次の総合運動場使用料につきましては、武道館及びグラウンド、テニスコート、学校体育施設等の施設使用料であります。

次の文化会館使用料につきましては、文化会館の施設使用料であります。

次の集会所使用料につきましては、西根南集会所の施設使用料であります。

続きまして、2項1目1節総務手数料、備考欄の3事業目、その他の手数料につきましては、花火の使用許可手数料が主なものであります。

続きまして、22、23ページをお開きください。14款国庫支出金についてご説明いたします。2項3目2節中学校費補助金、備考欄の中学校費補助金につきましては、学校施設環境改善交付金が主

なものであります。

続きまして、24、25ページをお開きください。15款県支出金についてご説明いたします。2項1目1節総務管理費補助金、備考欄の総務管理費補助金につきましては、県の市町村防災拠点施設再生可能エネルギー等導入支援事業により、指定避難所である静和地区公民館に整備した太陽光発電設備の施設整備に対する県補助金と農業技術の習得を目的とした栃木県緊急雇用創出事業補助金が主なものであります。

続きまして、26、27ページをお開きください。4目1節農業費補助金、備考欄の農業費補助金につきましては、生産調整に伴う事務費及び事業交付金であります。

次の2節林業費補助金、備考欄の林業費補助金につきましては、森づくり事業交付金とイノシシ捕獲事業補助金であります。

続きまして、5目1節教育費補助金、備考欄の教育費補助金につきましては、就学时心臓検診充実強化事業補助金が主なものであります。

続きまして、3項2目1節農業費委託金、備考欄の農業費委託金につきましては、農業者年金業務委託費として交付されるものであります。

以上で産業振興課所管関係部分の歳入の説明といたします。

○委員長（広瀬義明君） 永島岩舟教育支所。

○岩舟教育支所長（永島保男君） 続きまして、16款財産収入についてご説明いたします。

1項1目1節土地貸付収入、備考欄の土地貸付収入につきましては、JAしもつけに対する農業施設用地とJAエルサポートへのオイルタンク施設用地としての土地賃借料であります。

続きまして、30、31ページをお開きください。20款諸収入についてご説明いたします。3項2目1節中小企業融資貸付金収入、備考欄の中小企業融資貸付金収入につきましては、中小企業向けの融資を促進することを目的に、各金融機関に融資資金原資として預金しております。この預金期間1年間に経過したことによる満期返戻金であります。

続きまして、3目1節観光農園施設整備等資金貸付金収入、備考欄の観光農園施設整備費等資金貸付金収入につきましては、株式会社観光農園いわふねに対する貸付金の返済金であります。

次の32、33ページをお開きください。4項5目雑入、2節備考欄の学校健康会納付金につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済に対する加入者負担金であります。

次に、3節農業者年金事務委託金、備考欄の農業者年金事務委託金につきましては、農業者年金の加入促進と受給該当者への指導費であります。

次に、4節雑入、備考欄の雑入のうち所管関係部分の主なものは、藤岡地域西前原地区で進められている県営かんがい排水事業で、当初予定していた一部の工事について、出来高の確保が困難となり、当該年度の支払額が計画よりも減額となったために還付された1,176万7,150円のほか、栃木市岩舟文化会館での自主事業公演入場料595万8,129円であります。

続きまして、6目学校教育費収入の小学校給食費並びに中学校給食費であります。各校の児童生徒及び教職員からの給食費の収入であります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終了いたします。あわせて、平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の全ての説明を終了とさせていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で平成25年度岩舟町一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第20号（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第4、認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

永島岩舟教育支所長。

○岩舟教育支所長（永島保男君） 続きまして、平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算書の所管関係部分につきましてご説明いたします。

平成26年度会計については、栃木市合併までの期間となりますが、歳出はありませんでしたので、歳入についてのみご説明いたします。

決算書の18、19ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項4目教育使用料についてご説明いたします。次ページ、20、21ページをお開きください。備考欄の公民館使用料につきましては、岩舟公民館の施設使用料であります。

次の総合運動場使用料につきましては、武道館及びグラウンド、テニスコート、学校体育施設、夜間照明灯の施設使用料であります。

続きまして、24、25ページをお開きください。20款諸収入についてご説明いたします。4項5目4節雑入、備考欄の上段の雑入につきまして、合併に伴い解散となった団体口座の解約に伴うものであります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終了いたします。あわせて、平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の全ての説明を終了させていただきます。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては、9月17日に開催します本常任委員会において審査願うこととなりますので、本日はお聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬義明君） 以上で産業教育常任委員会を終了いたします。

本日は長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

(午後 1時29分)